

○経済産業省告示第七十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十六日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岡田 直樹

題名を次のように改める。

外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（イ、ロ又はホに掲げるもの（以下この号及び第六号において「第一号対象者」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イゝタ 「略」

一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

イゝタ 「略」

二 居住者若しくは非居住者による本邦から
外国へ向けた支払又は居住者による非居住
者との間の支払等であつて、北朝鮮のミサ
イル又は大量破壊兵器計画に関連する者と
して外務大臣が定めるもの（国際連合安全
保障理事会決議に基づく資金の移転防止措
置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量
破壊兵器計画に関連する者を指定する件
（平成十八年外務省告示第五百四十九号）
で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連す
る国際連合安全保障理事会決議に基づく資
産凍結等の措置の対象となる者として外務
大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際

二 居住者若しくは非居住者による本邦から
外国へ向けた支払又は居住者による非居住
者との間の支払等であつて、北朝鮮のミサ
イル又は大量破壊兵器計画に関連する者と
して外務大臣が定めるもの（国際連合安全
保障理事会決議に基づく資金の移転防止措
置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量
破壊兵器計画に関連する者を指定する件
（平成十八年外務省告示第五百四十九号）
で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連す
る国際連合安全保障理事会決議に基づく資
産凍結等の措置の対象となる者として外務
大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際

連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理

連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理

事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）

（以下この号及び第七号において「第二号対象者」という。）に対して行う支払又は第二号対象者から受領するもの及び第二号対象者による本邦から外国へ向けた支払（当該第二号対象者のために当該第二号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第二号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

三〇五 「略」

六 居住者若しくは非居住者による本邦から

事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）に対して行うもの又はこれらのものから受領するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

三〇五 「略」

「新設」

外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、第一号対象者により実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して行うもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払（第一号に掲げるものを除く。）

七 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、第二号対象者

「新設」

により実質的に支配されている法人その他の団体に対して行うもの又は当該法人その他の団体から受領するもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払（第二号に掲げるものを除く。）

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和五年六月一日から施行する。